特別支援学校児童生徒の居住地校交流(副籍)推進事業実施要項

1 目的

共生社会の実現に向けては、人々が相互に人格と個性を尊重し、その多様な在り方を認め、支え合い、誰もが 社会に積極的に参加・貢献できるようにすることが必要であり、学校教育においては、障害のある児童生徒と障 害のない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育を着実に進めていくこ とが求められている。

そのため、本県では、県立特別支援学校に在籍する児童生徒の社会参加に向けた意欲の醸成や社会性の育成を 図ること、小中学校の児童生徒の障害理解や人権意識の高揚などを目的に、特別支援学校と居住する地域の小中 学校等が緊密な連携のもと、居住地校交流の実施を推進している。

実施にあたっては、特別支援学校に在籍する児童生徒には、居住する地域の学校(交流校)に副次的な籍(副籍)を置くことで、当該児童生徒が地域の一員として位置づけられ、特別支援学校、小中学校の双方の児童生徒にとって目的を達成するための意義のある交流及び共同学習となるよう、計画的、継続的な取組を行うものとする。

副籍(副次的な籍)とは

副籍とは、「高知県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市町村立小中学 校等に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域において学習する 機会の充実を図る」制度であり、学籍については特別支援学校に置くものである。

2 事業内容

県立特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小中学校等に副次的な籍(副籍)を置き、児童生徒や地域の 実態に応じた交流及び共同学習を行う。

3 事業実施対象校

(1) 特別支援学校

県立特別支援学校(本校7校・分校6校)を対象とする。

※小学部1年生については、原則として居住地校交流を行うものとします

(2) 小中学校等

県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校等(以下「居住地校」という。)を対象と する。

4 新入生・転入生の居住地校交流の実施の手続き ※フロー図①を参照

- (1) 市町村教育委員会は、就学相談時に保護者に事業の趣旨を説明し、交流を実施する小中学校と交流希望回数等を確認し、「居住地校交流について」(様式1)を【前年度2月上旬】までに保護者に通知する。(原則実施)
- (2) 市町村教育委員会は、「居住地校交流対象者名簿(新入生・転入生)」(様式2)を作成し、【前年度2月15日】 までに県教育委員会へ提出する。
- (3) 各特別支援学校は、在校生の居住地校交流実施対象者を「居住地校交流実施児童・生徒名簿(特別支援学校 在校生)」(様式3) にまとめ、【前年度2月15日】までに県教育委員会へ提出する。
- (4) 県教育委員会は、新入生・転入生・特別支援学校在校生を取りまとめ、市町村教育委員会へは「居住地校交流実施児童・生徒名簿」(様式4)、特別支援学校へは「居住地校交流実施校児童・生徒名簿」(様式5)を【前年度3月15日】までに送付する。
- (5) 市町村教育委員会は、居住地校へ「居住地校交流実施児童・生徒名簿」(様式6) を【前年度3月末】までに

送付する。

(6) 特別支援学校と居住地校で打ち合わせを行い、「居住地校交流実施計画書・記録表」(**様式7**) を作成する。**【適宜】**

※新規の場合、特別支援学校はファイルを準備し、必要なものを綴じ交流ファイルを作成する。

※特別支援学校は打ち合わせ内容を(様式7)にその場で記入するか、後日、居住地校に送付する。

※交流ファイルは居住地校が保管する。

※特別支援学校は(様式7)の写しを個人ファイル等に保管する。

(7) 特別支援学校は、居住地校と交流ファイルの保管場所を確認し、「交流ファイル確認書」**(様式9)** を作成する。

※(様式9)の作成後、特別支援学校で原本を、居住地校で写しを保管する。

- (8) 居住地校交流の実施
- (9) 実施後、特別支援学校と居住地校で事後反省を行い、「居住地校交流実施計画書・記録表」(**様式7**) に追記する。【**適宜**】

※特別支援学校は、(様式7)の記録表に追記する。

※特別支援学校は、(様式7)を居住地校へ送付し、居住地校は交流ファイルに綴じて保管する。

※特別支援学校は、(様式7)の写しを個人ファイル等に保管する。

(10) <u>居住地校交流終了後は、交流ファイルを特別支援学校で保管する。</u>【3月25日までに特別支援学校が回収】 ※年度をまたいで、居住地校に交流<u>ファイルを保管しない。</u>

※特別支援学校は、交流ファイルを整理し、次年度まで保管する。

(11) 特別支援学校は、「居住地校交流報告書」(様式8) を作成し、県教育委員会へ提出する。【年度末】

5 特別支援学校在校生の居住地校交流実施の手続き ※フロー図②を参照

特別支援学校在校生についても、新入生・転入生と同様に副次的な籍(副籍)を置き、児童生徒や地域の実態に応じた交流及び共同学習を行う。(**原則実施**)

6 居住地校交流の実施期間

経費配分決定日より、翌年の3月7日までとする。

7 ICT機器の活用について

事業の実施にあたっては、下記のような場面等でタブレット端末やインターネット等を有効に活用する。

- ① 児童生徒同士の交流及び共同学習での活用
- ② 在籍校と居住地校間の連絡会
- ③ 両校での教職員間の研修会

8 事業実施に係る経費

本事業に係る特別支援学校の教員の経費(旅費)は、予算の範囲内で特別支援教育課が配分する。 ※特別支援学校は交流実施について、変更等がある場合は下記担当まで連絡すること。

- 〈 連絡先 〉 —

高知県教育委員会事務局 特別支援教育課

担当:土居 一平

TEL: 088-821-4741 FAX: 088-821-4547

E-mail: ippei_doi@ken2.pref.kochi.lg.jp